

そびあしんぐう使用料条例施行規則の改定について

(ご案内)

下記のとおり、平成 29 年 4 月 1 日付け使用申請分より一部改定される旨、新宮町教育委員会より通知がありましたので、ご案内申し上げます。

使用料還付についての変更および附属設備使用料の新設についてです。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

改正後	改正前									
<p>(使用料還付の事由)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による使用料の還付は、次の各号の一に該当する場合に行うものとし、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない事由で、使用することができなくなったとき(全額)</p> <p>(2) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消したとき(全額)</p> <p>(3) 使用者が使用日の7日前までに使用取消しの申出を行ったとき。ただし、大ホール及び小ホールについては、使用日の30日前までに使用取消しの申出を行ったとき(5割)</p> <p>2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、還付請求書に許可書及び領収書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用料還付の事由)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による使用料の還付は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 天変地異その他使用者の責めに帰することのできない理由で、使用できなくなった場合</p> <p>(2) 公益上又は施設管理者の都合により使用を停止し、又は許可を取り消した場合</p> <p>(3) 使用者が使用日の前日までに使用取消しの申出を行い、教育委員会が当該取消しをやむを得ないと認めた場合</p> <p>(略)</p>									
<p>別表2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 1709 815 1951"> <tr> <td>移動式スクリーン</td> <td>1台</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>ポータブルマイク</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>移動式ステージ(ただし、多目的ホールでの使用時を除く。)</td> <td>1台</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>※消費税別。新宮町外利用者は2倍。</p>	移動式スクリーン	1台	50円	ポータブルマイク	1台	100円	移動式ステージ(ただし、多目的ホールでの使用時を除く。)	1台	300円	
移動式スクリーン	1台	50円								
ポータブルマイク	1台	100円								
移動式ステージ(ただし、多目的ホールでの使用時を除く。)	1台	300円								